

法規

Q:『乾燥設備作業主任者を選任すべき作業』に該当する恒温器を教えてください。

A:労働安全衛生法施行令の適用について、『乾燥設備作業主任者を選任すべき作業』として以下の条文が盛り込まれています。

【適用条例:第六条八号】

- イ. 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法第2条第一項に規定する火薬類以外の物を乾燥する乾燥室及び乾燥器)のうち、危険物等(詳しくは法規に記載)に係わる設備で、内容積が一立方メートル以上のもの。
- ロ. 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係わる設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては、毎時一立方メートル以上であるものに限る)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る)。

解釈: (イ) 危険物に係わる設備においては、以下(*)の試料を乾燥させる場合にSPH(H) -402が適用される。

(ロ) 危険物等以外の乾燥設備の場合、内容積に関係なくヒータ容量10kW以上のものとなる。このため、改造してヒータ容量をアップした製品と大型乾燥器が適用される。

* (可燃性物質の定義)

『労働安全衛生法施行令』第六条八項イに明記されている別表第一の四(引火性の物)、五(可燃性のガス)です。

- 引火性の物:
1. エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、二酸化炭素その他の引火点が零下30度未満の物。
 2. ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチレンケントその他の引火点が零下30度未満の物。
 3. メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルペチレン(別名酢酸ノルマルアミル)とその他の引火点が零度以上30度未満の物。
 4. 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)酢酸とその他の引火点が30度以上65度未満の物。
- 可燃性のガス: 水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15度一気圧において気体である可燃性の物を言う。

<注意> 上記の条件以外に、一般乾燥設備は「労働安全衛生規則」第299条により、1年以内ごとの定期自主検査が義務づけられています。
『労働安全衛生規則』第297条参照ください